

宇治山田港湾整備促進協議会規約

(目的)

第1条 この会は、宇治山田港湾整備促進協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、港湾及び周辺地域が一体となったまちづくりを行い、その活性化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、宇治山田港湾整備促進協議会と称する。

(会員)

第3条 この会の会員は、設置要綱第3条に基づき構成する。

(事業)

第4条 この会は、設置要綱第2条に基づく事業を行う。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

(経費)

第6条 この会の経費は、負担金その他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第7条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議し定める。

附 則

- 1 この規約は、平成11年8月27日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず平成11年度の会計年度は、平成11年8月27日から平成12年3月31日までとする。